資料４

令和８年度全国年金委員研修

持ち主不明記録検索機能を活用した年金記録の確認

令和８年１０月２６日

日本年金機構
Japan Pension Service

年金記録企画部

目次

1 「年金記録問題」の概要

（１）年金記録問題とは　・・・Ｐ３

（２）未統合記録の件数推移　・・・Ｐ４

（３）未統合記録の解明状況　・・・Ｐ５

2 持ち主不明記録検索機能について

（１）持ち主不明記録検索機能とは　・・・Ｐ６

（２）年金記録が回復した事例　・・・Ｐ７

3 「持ち主不明記録検索機能」の利用促進に向けた協力のお願い

「持ち主不明記録検索機能」の利用促進に向けた協力のお願い　・・・Ｐ８

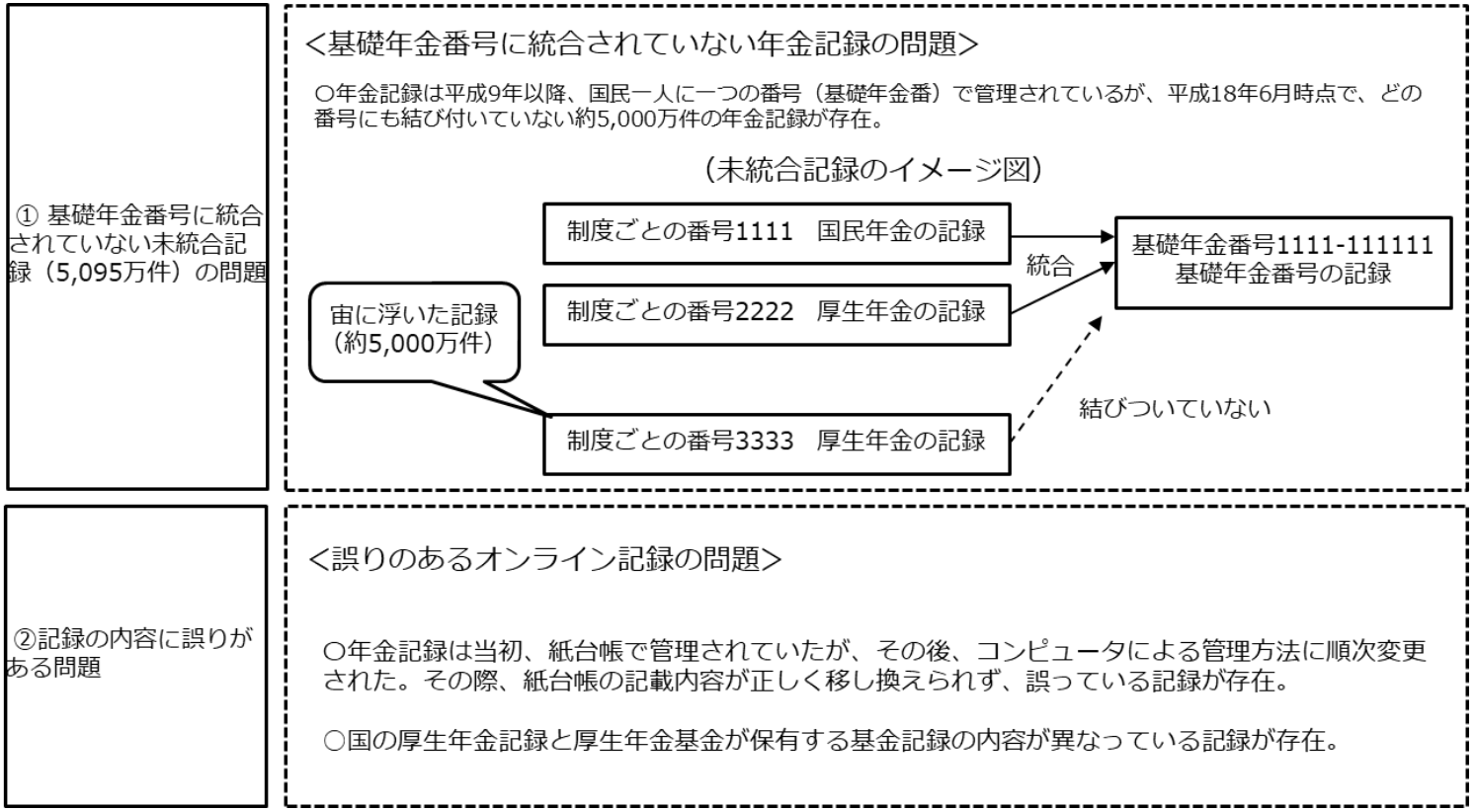
1.「年金記録問題」の概要

（１）年金記録問題とは

従来、年金記録は個々の制度ごとに管理されていましたが、平成9年以降、国民一人につき、一つの番号（基礎年金番号）で管理することとなりました。順次、基礎年金番号に個々の制度ごとの年金記録を結びつけてきましたが、平成18年6月末時点で、基礎年金番号に結びついていない年金記録が約5,095万件存在することが明らかとなり問題となりました。

なお、年金記録問題には大きく分けて ①基礎年金番号に統合されていない未統合記録（5,095万件）の問題 と、②記録の記載内容に誤りがある問題 の２種類があり、概略は以下のとおりです。

＜図表1-1＞年金記録問題の概略



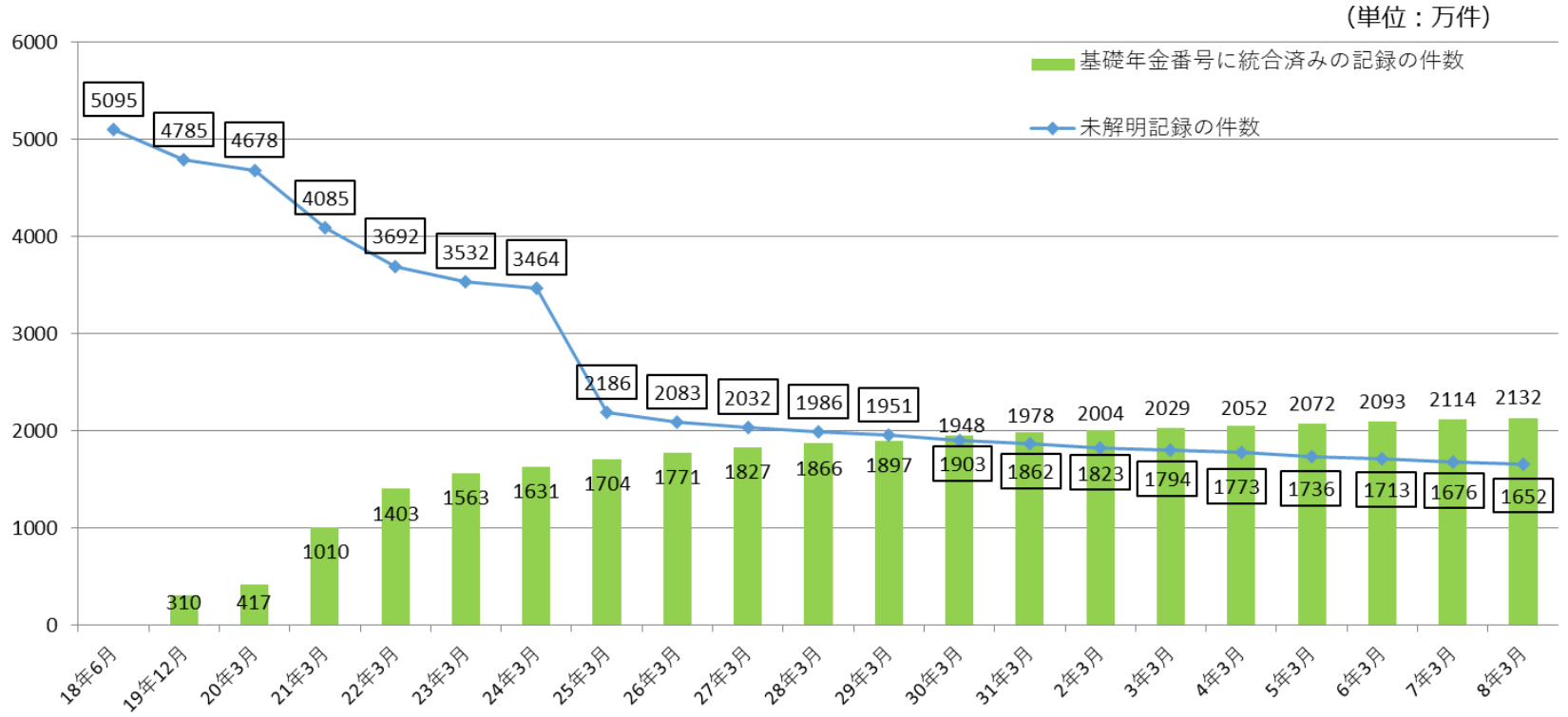
1.「年金記録問題」の概要

（２）未統合記録の件数推移

旧社会保険庁時代に発生した年金記録問題への対応については、これまでに未統合記録の解明に向け、各種「お知らせ」（各種便）を送付したほか、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを行うなど、未統合記録の解明に向け取組を進めてきました。

また、経常的な取組として、「年金請求時の記録確認」や「ねんきん定期便等を活用した年金記録の確認を促すお知らせ」等を進め、令和８年３月現在、未解明記録は1,652万件となっています。

＜図表1-1＞未統合記録（5,095万件）解明状況　件数推移



1.「年金記録問題」の概要

（３）未統合記録の解明状況

＜図表1-2＞未統合記録（5,095万件）の解明状況（令和8年3月時点）機構HP公表資料より

＜令和8年3月時点＞

Ⅰ 〈解明された記録〉 3，443万件	（1）基礎年金番号に統合済みの記録	2，132万件
	（2）死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 ① 死亡者に関連する記録 788万件 ② 年金受給に結び付かない記録 523万件	1，311万件
Ⅱ 〈解明作業中又は なお解明を要する記録〉 1，652万件	（1）現在調査中の記録 （ご本人からの回答に基づき記録を調査中）	0．4万件
	（2）名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 ・ご本人から未回答のもの 176万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 156万件 ・お知らせ便の未到達のもの 36万件 ・その他（注1） 236万件	604万件
	（3）持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録 ～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの	787万件
	（4）（1）～（3）の記録と同一人と思われる記録（注2）	261万件

人数ベース 1,６３６万人
（受給者 1，２０７万人
被保険者等 ４２９万人）

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
（注1）「その他」は、「「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの」、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
（注2）（4）は、（1）～（3）の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

2. 持ち主不明記録検索機能について

（１）持ち主不明記録検索機能とは

「ねんきんネット」上で平成25年1月からサービスを開始している機能で、氏名・生年月日・性別を入力することにより、その検索条件に一致する持ち主不明記録（基礎年金番号に結びついていない年金記録）があるかを確認できる機能です。
令和6年6月からは、より多くの方にご利用いただけるよう、スマートフォン用の画面を新設しています。
本人だけでなく、亡くなられた方の記録をご遺族が検索することも可能※です。

※ 検索の結果、条件に一致する記録がある場合に、年金事務所などの窓口で亡くなられた方の年金記録についてご相談される際は、相談開始時に亡くなられた方との関係を証明できる書類（戸籍など）を確認します。

①氏名、生年月日、性別を入力して検索 →



②条件に一致した記録の有無が表示 →

（イメージ）

入力した検索条件と一致する記録があります。

※ 検索条件に一致する記録が別の方のものである場合もありますので、この結果が、お探しの方のものであるかについて、ご確認する必要があります。
本画面にて必要な書類を作成し、手続きに必要な書類等をご用意のうえ、お近くの › 年金事務所・街角の年金相談センター まで お越しください。

③参考情報を入力（任意）

当時の勤務先や住所等を入力しておくと、年金事務所での調査時間が短縮

↓

④検索結果を印刷または画像保存

［申出］

↓

年金事務所

・本人の年金記録であるか調査（当時の勤務先名称、住所等を聴取）
➡ **年金記録を統合**
※本人確認書類が必要

2. 持ち主不明記録検索機能について

（２）年金記録が回復した事例

令和７年１０月～令和８年３月の期間に、実際に持ち主不明記録検索機能での検索によりご本人やご遺族の記録が判明し、年金額の増額につながった事例をご紹介します。

事例①　旧姓で検索し、記録が見つかったケース

結婚前の旧姓で検索 → **検索条件と一致する記録あり** → **年金事務所で相談・調査** → **国民年金の記録が判明。**
記録を追加して年金を再計算。
年金額（年額）が１万円増額

事例②　亡くなったお母さまの記録が見つかったケース

お母さまが呼ばれていた**愛称**で検索 → **検索条件と一致する記録あり** → **年金事務所で相談・調査** → **厚生年金保険の記録が判明。**
記録を追加して年金を再計算。
年金額（年額）が４万円増額※

※　ご本人の死亡当時に生活を共にしていたご遺族が、未払い分の年金を受け取りました。

✓ Point

旧姓だった頃の年金記録、若い頃の年金記録や短い雇用期間の年金記録等、ご本人が気づかないまま、持ち主不明記録となっているケースがあります。
姓（名字）が変わったことがある、名前の読み方がいくつかある（幸子・・・「さちこ」「ゆきこ」など）、事情により本名や実年齢と異なる名前や年齢で届出を行っていた等の場合は、それぞれのパターンで検索することで記録が見つかる場合があります。

3.「持ち主不明記録検索機能」の利用促進に向けた協力のお願い

年金委員の皆様におかれましては、より多くの皆様に「持ち主不明記録検索機能」をご利用いただくため、

◆従業員の方やそのご家族、その他企業の関係者の方等へのご案内

（例）
社内LANや社内報への記事の掲載、企業の朝礼での話題提供、社員様へのリーフレット（※下記①参照）配布、機構公式SNSの周知　など

◆地域の方へのご案内

（例）
イベントでお話される際にリーフレットを活用した話題提供、地域掲示板へのチラシ掲示（※下記①参照）など

などの積極的なPRに向けたご協力をお願いいたします。

① リーフレット・チラシ（掲示用）について

持ち主不明記録検索機能の概要や利用方法を説明したリーフレットを年金事務所から配布いたします。
職場や地域の皆様へのリーフレット配布等、ご協力をお願いします。
職場内や地域掲示板等へ掲示するためのチラシ（掲示用）もご用意しておりますので、ご入用の際は管轄の年金事務所へご相談ください。

リーフレット及びチラシ（掲示用）は日本年金機構のホームページからダウンロードしていただくこともできます。

持ち主不明記録検索機能
周知用リーフレット・チラシ
（日本年金機構HP）

② 機構公式SNSについて

年金機構では、随時機構公式SNSに「持ち主不明記録検索機能」のご案内を投稿しています。
ねんきん月間期間中も投稿を予定しておりますので、リポスト等により職場の皆様や地域の皆様へご案内をお願いします。

日本年金機構
公式SNS

X（旧Twitter）
https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook
https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278

3.「持ち主不明記録検索機能」の利用促進に向けた協力のお願い

＜参考＞リーフレットを配付する時のお声がけ例

フロントトーク

- 日本年金機構では、平成８年12月までに年金制度に加入していた方の年金記録のうち、基礎年金番号に結びついていない年金記録の持ち主を探しています。
- 旧姓だった頃の年金記録、若い頃の年金記録、雇用期間が短い年金記録など、本人が気づかないまま、持ち主が不明となっている記録があります。
- 過去のご自身（またはご家族）の年金記録が見つかった場合、年金が増える可能性があります。

Point

- 持ち主不明記録の約8割は70歳以上の方の記録です。ご本人の場合だけでなく、高齢のご両親がいる方等にもお声がけください。
- 当時の流行等により本名と異なる名前で届出されていた事例もあります。お心当たりのある呼び名があればそちらでも検索していただくようご案内ください。
- 時代や地域の慣例等により、生年月日を変えている場合など、本来と異なる日付で生年月日が登録されている場合もあります。

持ち主不明記録検索機能について

- 日本年金機構では、「ねんきんネット」に持ち主が不明となっている記録を検索できる機能を用意しています。この機能は、インターネット上で過去のご自身、ご家族の持ち主不明記録があるかどうかを確認することができます。
- スマートフォンなどから、氏名・生年月日・性別を入力するだけで、簡単に検索できます。
- ご本人がお亡くなりになっている場合でも、ご遺族が検索することができます。

Point

- 持ち主不明記録検索機能で「一致する記録があります。」と表示された場合は、当時の状況等をお伺いしながらご本人の記録であるかの確認を行いますので、年金事務所へご相談いただくようご案内ください。
- 亡くなられた方の年金記録についてのご相談の場合は、相談開始時に、亡くなられた方との関係を証明できる書類（戸籍など）を確認します。詳しくは、年金事務所にご確認いただくようご案内ください。

エンドトーク

- 持ち主不明記録検索機能の利用方法や記録が見つかった場合の手続きなどを、こちらのリーフレットでご案内していますので、内容をご確認いただき、ぜひ記録の確認をしてみてください。
- ご不明な点は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。